

千葉県労働委員会って？

よくいただくご質問 Q & A

Q 労働委員会って何をするとところですか？

A 労働委員会は、労働組合法によって国と都道府県に設けられた、労使紛争を解決するための専門的な行政機関です。労働者(労働組合)と使用者(会社等)の間に生じた様々な紛争について、当事者で解決が困難な場合に、あっせんなどにより公平な第三者機関として紛争解決のお手伝いをします。

Q あっせんって何ですか？

A 労働委員会のあっせん員(3名)が、双方の主張を確かめ、公正・中立な立場から解決の糸口を見つけ出し、歩み寄りを促す制度です。



Q あっせんは個人で申請できますか？

A 個人の方でも申請できます。

Q 費用はかかりますか？

A 費用は無料です。どうぞ安心してご利用ください。

Q 上司のパワハラをやめさせるように会社に訴えましたが、改善されません。あっせんしてもらえますか？

A あっせんを開催して、紛争解決に努めます。しかし、あっせんを応諾するか否かは会社の判断になります。詳しくは、お問い合わせください。

Q 賃金未払い等の労働基準法違反は労働委員会に相談できますか？

A 労働基準法違反は、労働基準監督署が使用者を監督指導することとなり、労働委員会では、ご相談いただくことができません。使用者を所轄する労働基準監督署にご相談をお願いいたします。

【お問い合わせ先】

所属：千葉県 労働委員会事務局 審査調整課 (千葉県庁南庁舎7階)

電話：043-223-3735